＊＊＊・・・＋－＊＊＊＊・・・＊＊＋＋＋＋＋・・・＋＋＋－－－・・・＋－＊＊＊＊

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

２０２５年６月３０日(月)

ＮＯ．１５９１号

本号３頁

Ｅメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

トランプ氏　「広島・長崎」なぞらえ、「あれが戦争を終わらせた」と戦争終結発言

トランプ大統領はオランダで開かれたNATO＝北大西洋条約機構の首脳会議に出席。この際、アメリカ軍が特殊な爆弾、バンカーバスターなどを使ってイランの核施設を攻撃したことをめぐり、第2次世界大戦中の広島と長崎への原爆投下になぞらえる発言を2回繰り返しました。

◇1回目（NATO ルッテ事務総長との会談）　イランの核施設について『被害は非常に深刻だ』などと成果を強調した上で「あの攻撃が戦争を終結させた。広島を例として使いたくない。長崎を例として使いたくない。しかし、本質的には同じだ。戦争を終わらせた」

◇2回目（同じ日に行われた別の記者会見）　「広島や長崎をみれば、あれが戦争を終わらせたことがわかる。これは違う形で戦争を終わらせた」

トランプ氏はイスラエルとイランとの間で成立した「停戦合意」。トランプ氏は「広島、長崎」を例に、米国によるイランの核施設への空爆による軍事介入が「戦争が終わらせた」との発言は、力による平和を誇示するような姿勢に、被爆者らは怒り、先行きを危ぶんでいます。

トランプ大統領の発言に広島や長崎の被爆者などが厳しく批判

○日本被団協＝日本原水爆被害者団体協議会 箕牧智之代表委員　「被爆者は怒っている。なぜそんな発言がアメリカの大統領から出るのか不思議でしかたがない。多くの人を亡くし、焼け野原のなか、復興の道をたどってきた私たちにとっては受け入れられる発言ではない。トランプ大統領にもぜひ1度、広島を見て欲しいという強い願いはある。8月6日に行われる平和記念式典に出席する各国の大使は、被爆の実相をそれぞれの国のトップにきちんと伝えて欲しい」

○日本被団協　横山照子代表理事　「原爆投下はどういう理由があってもやってはいけないことで、正当化するような発言には怒りしかない。トランプ大統領は被爆者がこの80年間、どれだけ苦しんできたか理解していないと思う。発言を撤回してほしい」

○長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会　川野浩一議長　「私たち被爆者は原爆投下が二度と起こってはいけないという意思のもとで、原爆を語り継ぎ、平和を求めて行動してきた。トランプ大統領が原爆投下を肯定するような表現をしたことは絶対に許せない。　アメリカの大統領ならば、再び原爆投下を許してはいけないという立場で物事を考えるべきだ」

広島市議会が決議案可決　“正当化は容認できない”

広島市の6月定例市議会は26日、本会議で「すべての武力紛争の平和的解決を求める決議案」が提出され、全会一致で可決しました。この中ではトランプ大統領の発言について「被爆地・広島として、原爆投下を正当化するような発言、市民の自由を脅かす事態は決して看過、容認することはできない」としています。そして「被爆80年となる広島市において、ヒロシマの心である核兵

器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う本市議会は、人道的立場からすべての武力紛争の平和的解決を強く求める」としています。

林官房長官　“考え方は米側に伝達 意思疎通図る”　それだけ・・

　林官房長官は 26 日午前の記者会見で「広島と長崎への原爆投下は、多くの尊い命を奪い、病気や障害などで言葉に尽くせない苦難を強いるという、人道上、極めて遺憾な事態をもたらした。核兵器の使用は絶大な破壊力と殺傷力の故に国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しない」と述べました。

　一方、発言に抗議する考えがあるかを問われたのに対しては「原爆投下に関するわが国の基本的な考え方は累次の機会にアメリカ側に伝達しており、引き続き緊密に意思疎通を図っていく」と述べました。

とんでもない!! 政府は発言に厳重に抗議・撤回を求めるべき!!

　日本政府はイスラエルがイランを空爆した際、非難声明を出したが、米国のイラン爆撃には非難しないばかりか、容認するような態度をとり続けている。石破首相は「事態を早期に沈静化することがまずは何よりも重要」「イランの核兵器開発は阻止されなければならない」と述べるだけで、米国を批判しない。岩屋外相の「米国によるイラン核施設に対する攻撃」についての談話では、「イランの核兵器保有を阻止するという決意を示したもの」と、こともあろうに国際法違反の武力行使を擁護した。

　そして、今回のトランプ氏の発言。林氏の「原爆投下に関するわが国の基本的な考え方は累次の機会にアメリカ側に伝達している」と済ます対応で良いわけがありません。「広島、長崎」を例に、米国による軍事介入が「戦争を終わらせた」と発言したことは許されるものではありません。

　日本政府はこの発言に厳重に抗議・撤回を求めるとともに、異常な対米追随の態度を改め、これからでも米国を非難すべきである。

第 217 回通常国会での憲法審査会を振り返る!!　　その２

自民党　衆院側と参院側での意見違いが明確に

　衆院憲法審で「改憲勢力に意見の違いが出てきた」と、先月、朝日新聞が次のような記事を載せました。「憲法審査会での議論が進むにつけてみえてきたものがある。枝野氏は毎回、審査会で討議するための具体的なテーマを設定した。見過ごされがちだった論点にもスポットが当たり、『改憲勢力の中でも意見の違いが出てきたのだ。』 その象徴が、緊急事態の衆院議員の任期延長だ。自民、公明、維新、国民民主、有志の会の 6 党派はこれまで、大規模な自然災害などで国政選挙ができない場合、国会議員の任期を延長できるよう憲法改正が必要だという立場で一致していた。

　ところが、衆院が解散中で議員がいない時、暫定的に開く『参院の緊急集会』について『限界がある』とする衆院側と、『ない』とする参院側とで、同じ自民党内でも意見の違いがあらわになりました。衆院議員の任期延長の是非と密接に関連するテーマだけに、他党から『自民党内で統一見解をつくるべきだ』と苦言も漏れた」と。

自民党内で意見をまとめるも・・衆院船田氏、従来の主張繰り返す

　この記事では「自民と内で統一見解をつくるべきだ」と「他党から」の発言を紹介しています。しかし、自民党は 2024 年 8 月 7 日に憲法改正実現本部の全体会合を開き、「まとめ」ています。

　選挙困難事態における国会機能維持条項についてはまず、現行憲法で定める「参院の緊急集会」が緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参院の重要な権能である。憲法 54 条 1 項に定める総選挙までの 40 日間と特別国会召集までの 30 日間を合わせた 70 日間を緊急集会の活

動期間として厳格に限定するものではない。
　さらに緊急集会は▽国会の代行機関であり、原則として国会の権能の全てに及ぶこと▽権限行使の範囲については、緊急集会が「国に緊急の必要があるとき」（54 条 2 項ただし書）に求められることから、緊急性の要件を満たすかどうかで判断されるべきだ。 また、解散ではなく任期満了による衆院議員不在の場合においても緊急集会で対応し得ることを憲法に明記する。

衆院の船田氏の「まとめ」と違う発言に、参院の佐藤氏が怒る

　しかし、船田衆院憲法審査会与党筆頭幹事は、衆院憲法審査会で、次のように発言しました。憲法 42 条で定められておりますが、日本国憲法は二院制を大原則としています。憲法 54 条に規定された参議院の緊急集会は、参議院の重要な権能であることは間違いはありませんが、この大原則との関係でいえば、両院同時活動の原則の例外に当たるものであり、あくまで臨時的、暫定的な対応を定めた制度だと思います。
　そして、参議院の緊急集会が開催可能な場面について、現行憲法の条文上は衆議院の解散時に限られておりますが、衆議院議員の任期満了の場合も、衆議院が不在になるという意味では衆議院解散の場合と同様であることから、類推適用が可能であるという考え方が有力であると承知をしております。当然、これを否定するものではありませんが、異なる解釈の余地がないとは言えないことから、任期満了時にも参議院の緊急集会の開催が認められる旨を憲法に明記すべきではないかと思っています。
　さらに、参議院の緊急集会の期間について、憲法 54 条は、一項において、衆議院解散後 40 日以内の総選挙の実施と、総選挙から 30 日以内の特別会の召集を規定しており、それに続く第二項において、衆議院が解散された場合に、国に緊急の必要があると認めたときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができることとしています。このように、憲法 54 条二項は同条一項を受けた規定である、いわゆる連関構造でありますが、そういう規定であることは文理上当然であり、参議院の緊急集会の活動期間は最大でも 70 日程度と解釈するのが素直な考え方です。そして、総選挙の実施が見通せない場合についても妥当するものと考えられます。
　このように船田氏は自民党が憲法改正実現本部でまとめた内容とは違った発言を行いました。

次号に続く

生活保護費減額は違法　最高裁統一判断

　生活保護基準の大幅な引き下げは憲法 25 条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」の上告審判決で、最高裁第３小法廷（宇賀克也裁判長）は 27 日、保護基準引き下げを「違法」とする初の統一判断を示しました。2014 年から全国 29 都道府県で 1000 人超がたたかうなかでの「画期的判決」（原告弁護団）です。
　宇賀裁判長が判決を読み上げると、法廷の傍聴席の支援者から安堵のため息が聞かれました。最高裁前では、弁護団が「司法は生きていた」「勝訴」と書かれた紙を掲げました。集まった原告、支援者らは大きな歓声を上げました。
　判決は、厚生労働省が保護基準引き下げで物価下落率を使った「デフレ調整」には合理性がないと指摘。同調整は社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないとしました。そのうえで厚生労働相の判断の過程・手続きには過誤、欠落があり、生活保護法違反だと認定しました。
　判決は、国に対する損害賠償請求を棄却しました。一方、宇賀裁判長は「反対意見」で、利用者が最低限度の生活を満たせない状態を９年以上にわたり強いられてきたとして、「精神的損害を慰謝する」必要性を指摘。少なくとも１万円以上の請求を認めるべきだとしました。
　上告審の対象になった二つの訴訟のうち、名古屋訴訟原告の千代盛学さんは「感無量です。政治家には二度とこうした訴訟が起きないよう求めたい」と述べました。